

電気通信大学菅平宇宙電波観測所宿泊施設運営規程

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学菅平宇宙電波観測所宿泊施設(以下「菅平宿泊施設」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 菅平宿泊施設は、電気通信大学(以下「本学」という。)の授業、観測及び行事のほか、学生の課外活動、学生及び職員の福利厚生等のために使用することを目的とする。

(呼称)

第3条 菅平宿泊施設は、菅平セミナーハウスと呼称する。

(使用者の範囲)

第4条 菅平宿泊施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生
- (2) 職員
- (3) 本学関係者及びその家族
- (4) その他学長が指名する副学長(以下、「副学長」という。)が認めた者

(休業日)

第5条 菅平宿泊施設の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水曜日(12月～3月は除く。)
- (2) 年末、年始の指定された期間
- (3) 副学長が必要と認めた日

(使用手続)

第6条 菅平宿泊施設の使用に当たっては、事前に副学長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 使用者から使用に伴う諸費用を徴収するものとする。

2 前項の金額及び徴収方法については、別に定める。

(遵守事項)

第8条 菅平宿泊施設を使用する者は、別に定める使用上の注意事項を遵守するとともに、管理人の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 菅平宿泊施設を使用した者が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、菅平宿泊施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。